

第4次熊本県がん対策推進計画 項目整理表

資料5

★は国の計画で、今回新たに追加された項目

計画名	がん対策基本法:「第4期がん対策推進基本計画」		計画名	第3次県がん対策推進計画		計画名	第4次県がん対策推進計画(案)	
計画期間	R5～R10 6年間		計画期間	H30～R5 6年間		計画期間	R6～R11 6年間	
全体目標	誰もががんとともに自分らしく生きられるよう、全ての国民でがんの克服を目指す。		基本方針(めざす姿)	がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんに向き合い、共に支え合う社会		基本方針(めざす姿)	がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんに向き合い、共に支え合う社会(仮)	
分野別目標	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 2 患者本位で持続可能ながん医療の提供 3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築		全体目標	1 がんを知りがんを予防する 2 適切な医療を受けられる体制を充実させる 3 がんになっても自分らしく生きることのできる社会を実現する		全体目標	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実(仮) 2 患者本位で持続可能ながん医療の提供(仮) 3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築(仮)	
基本的取組方針	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 (1)がんの一次予防 ①生活習慣について ②感染対策について	①がんの予防に関する普及啓発、情報提供体制の整備 ②HPVワクチンの定期接種・キャッチアップ接種の適切な情報提供、肝炎ウイルス検査体制の充実、陽性者の受診勧奨、普及啓発	基本施策と施策展開	1 がんを知りがんを予防する (1)がんの一次予防(がんにかからないようにする) ①生涯を通じた健康づくりの推進 ②ウイルスや細菌感染に起因するがん予防対策	基本施策と施策展開	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実(仮) (1)がんの一次予防(がんにかからないようにする) ①生涯を通じた健康づくりの推進 ②ウイルスや細菌感染に起因するがん予防対策		
	(2)がんの2次予防(がん検診) ①受診率向上対策について ②がん検診の精度管理等について ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について(新)	①科学的かつ効率的な受診勧奨策の推進、がん検診の意義及び必要性の普及啓発 ②適切な精度管理の実施のための指導・助言、職域を含めた、がん検診の実施者による分かりやすい情報提供の推進 ③がん検診の科学的根拠に基づいた効果検証		(2)がんの二次予防(がんの早期発見、がん検診) ①がん検診の受診率向上対策について ②がん検診の精度管理等について ③職域におけるがん検診について ④ウイルス検査の受検率向上と陽性者への対応		(2)がんの二次予防(がんの早期発見、がん検診) ①がん検診の受診率向上対策について ②がん検診の精度管理等について ③職域におけるがん検診について ④ウイルス検査の受検率向上と陽性者への対応		
	2 患者本位のがん医療の実現 (1)がん医療提供体制等 ①医療提供体制の均てん化・集約化について ②がんゲノム治療について ③手術療法・放射線療法・薬物療法について ④チーム医療の推進について ⑤がんのリハビリテーションについて ⑥支持療法の推進について ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ⑧妊孕性温存療法について(新)	①地域の実情に応じた、均てん化の推進、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化 ②がんゲノム医療中核拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備 ③標準的治療の提供に加え、高度な療法の提供について医療機関間の役割分担の明確化・連携体制整備の推進 ④拠点病院におけるチーム医療の提供体制の整備、地域の医療機関との連携体制の整備 ⑤研修を受講した医師等の拠点病院等への配置の推進 ⑥身体的苦痛や外見の変化等があった際に容易に相談できるよう、相談支援体制の整備、医療従事者への研修の実施 ⑦拠点病院等を中心とした緩和ケア推進体制の整備、緩和ケア研修会の更なる推進 ⑧妊孕性温存療法・がん治療後の生殖補助医療に関する情報提供や意思決定の支援		2 適切な医療を受けられる体制を充実させる (1)診療機能の維持・向上 ①がん医療提供体制について ②がんの治療法(手術療法、放射線療法、薬物療法等)、チーム医療、病理診断、がんのリハビリテーション		2 患者本位で持続可能ながん医療の提供(仮) (1)診療機能の維持・向上 ①がん医療提供体制について ②がんの治療法(手術療法、放射線療法、薬物療法等)、チーム医療、病理診断、がんのリハビリテーション ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ④妊孕性温存療法(新)		
	第3期国計画の「3」から移動					第3次県計画の「3」から移動		
	(2)希少がん及び難治性がん対策 (3)小児がん及びAYA世代のがん対策 (4)高齢者のがん対策(新) (5)新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装(新)	(2)拠点病院等における診療実績、医療機関間の連携体制等の情報提供 (3)小児がん拠点病院等と拠点病院等や地域の医療機関等との連携 (4)拠点病院等と地域の医療機関及び介護事業所等との連携体制の整備 (5)がん治療薬に係る薬剤アクセスの改善に向けて、課題を整理し、その対応のための方策を検討	(2)医科歯科連携の推進 (3)がん登録 第4次県計画では「4」へ移動	(2)医科歯科連携の推進 (3)高齢者のがん対策(新)				
	3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 (1)相談支援及び情報提供 ①相談支援について ②情報提供について (2)社会連携に基づくがん対策	(1)がん相談支援センターの認知度向上及びその役割の理解の促進 ②がんに関する正しい情報の提供及び理解の促進 (2)セカンドオピニオンを受けられる医療機関や、緩和ケア及び在宅医療等へのアクセスに関する情報提供の在り方について検討	3 がんになっても自分らしく生きることのできる社会を実現する (1)がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ①緩和ケアの提供について ②緩和ケア研修について (2)相談支援 ①がん相談支援センター ②がんサロンの普及とピアサポートの充実 第4次県計画では「2」へ移動	3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築(仮) (1)相談支援 ①がん相談支援センター ②がんサロンの普及とピアサポートの充実				

計画名	がん対策基本法:「第4期がん対策推進基本計画」	計画名	第3次県がん対策推進計画	計画名	第4次県がん対策推進計画(案)
基本的 取組方 針	<p>(3)がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)</p> <p>①就労支援について</p> <p>②アピアランスケアについて(新)</p> <p>③がん診断後の自殺対策について(新)</p> <p>④その他の社会的な問題について</p> <p>(4)ライフステージに応じたがん対策</p> <p>①小児・AYA世代について</p> <p>②高齢者について</p>	<p>(3)</p> <p>①患者・事業主間の治療と仕事の両立へ向けた調整を支援できる体制の整備</p> <p>②医療従事者を対象とした研修等の開催、相談支援・情報提供体制の構築</p> <p>③医療従事者等が正しい知識を身につけられるよう、研修等の開催や、相談支援及び情報提供のあり方について検討</p> <p>④がんに対する「偏見」の払拭、正しい理解につながるよう、普及啓発</p> <p>(4)</p> <p>①教育を必要とする患者が適切な教育を受けることのできる環境の整備、就労支援に係る機関や患者団体との連携の推進</p> <p>②患者やその家族等の療養生活を支えるための体制の整備</p>	<p>(3)「私のカルテ」による地域との連携</p> <p>(4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題</p> <p>①就労支援について</p> <p>②就労以外の社会的な問題について</p> <p>(5)ライフステージ(小児、AYA世代、高齢者)に応じたがん対策</p>	<p>(2)「私のカルテ」による地域との連携</p> <p>(3)がん患者等の就労を含めた社会的な問題</p> <p>①就労支援について</p> <p>②アピアランスケアについて(新)</p> <p>④ライフステージ(小児、AYA世代、高齢者)に応じたがん対策</p>	
	<p>4 これらを支える基盤の整備</p> <p>(1)全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進</p> <p>(2)人材育成の強化</p> <p>(3)がん教育及びがんに関する知識の普及啓発</p> <p>(4)がん登録の利活用の推進</p> <p>(5)患者・市民参画の推進(新)</p> <p>(6)デジタル化の推進(新)</p> <p>第3期国計画の「2」から移動</p>	<p>(1)治療法の多様化に向けた取組をより一層推進</p> <p>(2)拠点病院等や地域の職能団体を中心とする専門的な人材の育成及び配置の推進</p> <p>(3)がん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用したがん教育の推進、正しい知識の普及啓発</p> <p>(4)がん対策の充実に向けたがん登録情報の利活用の推進</p> <p>(5)基本計画及び「都道府県がん対策推進計画」策定過程における、多様ながん患者等の参画の推進</p> <p>(6)、ICTやAIを含むデジタル技術の活用による医療のデータ化とその利活用の推進について検討</p>	<p>4 がんを学び正しく理解する</p> <p>(1)がんに関する知識の普及啓発</p> <p>(2)学校におけるがん教育</p>	<p>4 これらを支える基盤の整備</p> <p>(1)がんに関する知識の普及啓発</p> <p>(2)学校におけるがん教育</p> <p>(3)がん登録の利活用の推進</p> <p>(4)患者・市民参画の推進(新)</p> <p>(5)くまもとメディカルネットワークを活用したデジタル化の推進(新)</p> <p>第3次県計画の「2」から移動</p>	
	<p>第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 関係者等の連携協力の更なる強化</p> <p>2 感染症の蔓延や災害等を見据えた対策(新)</p> <p>3 都道府県による計画の策定</p> <p>4 がん患者を含めた国民の努力</p> <p>5 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化</p> <p>6 目標の達成状況の把握</p> <p>7 基本計画の見直し</p>	<p>1 民間団体が行うがん患者の支援活動、情報交換等の活動等の支援</p> <p>2 感染症のまん延や災害等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるような連携体制の整備</p> <p>3 県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえた県計画の策定</p> <p>4 がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じたがん検診の受診、がん患者に関する理解の推進</p> <p>5 各取組みの適切な評価と、各取組の着実な実施に向け、必要な財政上の措置を実施</p> <p>6 国は、基本計画の進捗状況を適切に把握し、管理するため、3年を目途にロジックモデルを活用した科学的・総合的な中間評価を実施</p> <p>7 国は、少なくとも6年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、変更を実施</p>	<p>5 災害時におけるがん対策</p>	<p>5 感染症のまん延や災害等を見据えたがん対策(一部追加)</p>	